

# 不可侵議定書

## Protocol on Non-Aggression

署名：1978年4月22日（ラゴス）

政府代表は、

1975年5月28日の条約によって創設された西アフリカ諸国経済共同体(以下、共同体と称す)は、共同体加盟諸国間の平和と調和ある理解の環境なくしてその目的を達成することができないことを考慮し、

すべての加盟諸国が、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または独立に対するものも、また国連の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないと規定した国連憲章第2条4項を想起し、

各国の主権と領土保全の尊重および独立した存在としての奪われざる権利について規定したアフリカ統一機構憲章第3条3項を想起し、

武力の不行使に関する付属議定書をめぐる共同体加盟諸国の調印について言及した、1976年11月5日にロメで開催された共同体国家元首政府首脳会議の決議を想起し、

以下について合意する。

### 第1条

加盟諸国は、相互の関係において、他の加盟諸国の領土保全と政治的独立に対して、武力による威嚇、武力の行使、侵略、または、国連憲章とアフリカ統一機構憲章と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

### 第2条

各加盟国は、他の加盟諸国の領土保全と政治的独立に対して、破壊、敵対、または、侵略の行為の行使、助長、または、容認を慎まなければならない。

### 第3条

各加盟国は、その領土に居住する外国人が他の加盟諸国の主権と領土保全に対して前記第2条の行

為を行使することを予防するように努めなければならない。

#### 第4条

各加盟国は、非居住の外国人が加盟国の主権と領土保全に対して前記第2条の行為を行使するための拠点としてその領土を使用することを予防するように努めなければならない。

#### 第5条

1. 加盟諸国は、相互間に生じる紛争の解決におけるすべての平和的手段に対して応じることを誓約する。
2. 加盟諸国間で平和的に解決されないいかなる紛争も最高会議の委員会に付される。前述した委員会による解決が失敗した場合には、同紛争は最終的に最高会議に付される。
3. 前項に記された委員会の構成と任務は、最高会議によって決定される。

#### 第6条

- (1) 本議定書は、国家元首政府首脳の署名によって暫定的に効力を生じ、少なくとも7つの署名国が各国の憲法上の手続に従って批准することによって確定的に効力を生じる。
- (2) 本議定書は、すべての批准書と同様、事務局に寄託する。事務局は、本議定書の認証謄本をすべての加盟国に送付するとともに、批准書が寄託された日付を通告する。同議定書は、アフリカ統一機構、国連、最高会議が承認した他の機関において登録される。
- (3) いかなる加盟国も本議定書に加盟することができ、加盟書は事務局に寄託される。
- (4) 本議定書は、(共同体)条約に付属するものであり、その不可分の一部を形成する。

以上の証拠として、私たち、西アフリカ諸国経済共同体の国家元首政府首脳は、本議定書に署名した。

1978年4月22日にラゴスにて、ともに等しく正文である英語と仏語の原本を作成した。

#### 署名

ベニン共和国	マチュー・ケレク大統領閣下
カーボベルデ共和国	アリステデス・ペレイラ大統領閣下
ガンビア共和国	ダウダ・ジャワラ大統領閣下
ガーナ共和国	ジョージ・ヤウ・ボアイエ国家元首代理閣下

ギニア共和国	イスマエル・トゥーレ経済財政大臣閣下
ギニア・ビサウ共和国	ルイズ・カブラル大統領閣下
象牙海岸共和国	フェリックス・ウウェ＝ボワニ大統領閣下
リベリア共和国	ウィリアム・R・トルバート大統領閣下
マリ共和国	フォウネケ・ケイタ財政商業大臣閣下
モーリタニア・イスラーム共和国	M・O・ダダ大統領閣下
ニジェール共和国	ムサ・トンディ財政大臣閣下
ナイジェリア連邦共和国	オルセンゲン・オバサンジョ国家元首閣下
セネガル共和国	レオポルド・セダール・サンゴール大統領閣下
シエラレオネ共和国	シアカ・スティーブンス大統領閣下
トーゴ共和国	ニヤシンベ・エヤデマ大統領閣下
オートヴォルタ共和国	A・サンゴール・ラミザナ大統領閣下